

議案第 48 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 国民健康保険における財政責任主体が都道府県となり、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として茨城県に納付することになるため、「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」といった文言を含め、課税の定義を改めることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「54 万円」から「58 万円」に引き上げることとしたこと。
- 3 国民健康保険税の減額の基準のうち、5 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「27 万円」から「27 万 5,000 円」に、2 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗

すべき金額を「４９万円」から「５０万円」に引き上げることとしたこと。

- ４ 国民健康保険に要する費用に高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を６年延長することとしたこと。

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(平成30年 3 月31日石岡市条例第26号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附則第18項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

石岡市告示第 2 0 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

石岡市長 今 泉 文 彦